

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

(介護保険・医療保険)

社会福祉法人宏正会
宏正会訪問看護ステーション

重要事項説明書 (訪問看護)

令和6年6月1日現在

1. 事業所の概要

事業所名	宏正会訪問看護ステーション
所在地	〒720-2121 広島県福山市神辺町湯野 1018 番地 1
事業所指定番号	3461590626
管理者・連絡先	管理者: 佐々木泰代 電話番号: 084-966 - 3088
サービス提供地域	福山市神辺町・御幸町・加茂町・駅家町・山手町・北本庄・千田町・横尾町・向陽町・木之庄町・奈良津町・緑陽町・郷分町・北吉津町 提供地域外もご相談ください。

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	2. 5 名 以上
理学療法士 作業療法士 等	状態の安定している方へのリハビリテーションを行います。	必要数
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	必要数

3. サービスの提供時間帯

サービス提供日	サービス提供時間
月曜日から金曜日まで ただし、1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日及び 8 月 1 3 日から 8 月 1 5 日までを除きます。	午前 9 時から午後 5 時まで

(注)土曜日、日曜日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合にはサービス提供時間以外での訪問看護を受け付けています。ご相談ください。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

4. サービス内容

指定サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、必要があれば市町村などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. 看護職員の禁止行為

- ⑨ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ⑩ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ⑪ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑫ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑬ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者などの生命や身体を保護するため緊急やむをえない場合を除く)
- ⑭ その他利用者又は家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. サービス利用料及び利用者負担

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、利用者負担割合に応じて、原則基本利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

介護保険サービスの利用料金に関しては 別添1 参照

(注 1)別添1の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注 2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算について】

加算の種類	加算額		加算の要件
	基本利用料	利用者負担金 (1割の場合)	
退院時共同指導加算	6,000 円	600 円	病院、診療所又は介護老人施設に入院中もしくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する者である場合、2回)に限り算定できること
初回加算	3,000 円	300 円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合
看護-介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る助言等の支援を行った場合

看護体制強化加算	(Ⅰ) 3,000 円	300 円	①緊急訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 50%以上である。 ②特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 30%以上である。 ③ターミナルケア加算を算定した利用者が 1 名以上である。 上記基準のいずれにも適合すること
	(Ⅱ) 2000 円	200 円	
	(予防) 1000 円	100 円	
※ターミナルケア加算	25,000 円	2,500 円	死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合
※特別管理加算(Ⅰ)	5,000 円	500 円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
※特別管理加算(Ⅱ)	2,500 円	250 円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

夜間-早朝加算	所定単位数の 25%を加算		夜間(18 時～ 22 時)又は早朝(6 時～8 時)にサービスを提供する場合
深夜加算	所定単位数の 50%を加算		深夜(22 時～翌朝 6 時)にサービスを提供する場合
複数名訪問看護加算	30 分未満 254 円/回 (週に 1 回)		同時に 2 人の看護師が 1 人の利用者に対して利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合
	30 分以上 402 円/回 (週に 1 回)		
長時間訪問看護加算	3,000 円	300 円	特別な管理を必要とする利用者に対して、1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が 1 時間 30 分以上となる場合
※緊急時訪問看護加算	5,740 円	574 円	利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
サービス提供体制強化加算	(イ) 60 円	6 円	事業所の体制要件を満たした場合、加算。
	(ロ) 30 円	3 円	
キャンセル料	2,000 円		サービス前日の 17 時までのキャンセルは無料
死後の処置	目安:10,000 円 ～20,000 円		亡くなられた後のお清め料処置材料等

(注 3) 上記の加算は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい加算を書面でお知らせします。

(注 4) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注 5) ※は区分支給限度基準額の算定対象外となるもの

また、上記に加算の種類の記載がない場合は、都度事前に説明を行い、同意を得た上で算定を行うものとする。

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下部に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次の通りです。

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
③人工肛門又は人口膀胱を設置している状態
④真皮を超える褥瘡の状態
⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、(ホーエン-ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ急性憎悪その他当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

<医療保険サービスでのご利用について>

■基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証、高齢者受給者証、健康手帳をご提示ください。

7. その他費用について

ご契約者様のお住まい、サービス提供するために使用する、水道ガス電気等の費用はご契約者様のご負担になります。

交通費について

利用者の居宅が、通常の実施地域以外の場合、運営規定に定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

自動車を使用した場合の交通費は通常の実施地域を越えたところから、片道1kmあたり20円を徴収いたします。

8. 利用料等のお支払い方法

当事業所における利用料の支払い方法は、指定金融機関からの口座振替とします。毎月27日(金融機関休業日または翌営業日)に指定口座より引き落としさせていただきます。

前記6の料金費用は、1か月ごとに計算し、翌月27日(当日が土・日・祝日の場合は翌週初めての平日)にご指定の口座から引き落としとなります。

利用開始月に口座引き落としの手続きが間に合わない場合等、現金でのお支払いをお願いする事がございますのでご了承ください。

(1) 口座振替指定金融機関

広島銀行 その他はご相談ください。

9. 当事業所におけるサービス利用について

以下のような事項に該当するに至った場合は、サービスの提供を中止することがあります。状況によっては、契約が終了する場合もあります。(契約の解除・終了については契約書第8, 9, 10条を参照してください)

(1) 災害や悪天候等、通常にサービスを提供することが困難な状況となった場合

(2) 感染性疾患の診断を受け、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると事業者が判断した場合

(3) ご利用者様またはそのご家族等が事業者やサービス従事者に対して法令違反又は指定サービスの提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になった場合

(4) ご利用者様の要介護認定等区分が非該当(自立)と認定された場合

(5) ご利用者様もしくはその代理人様が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

10．当事業所におけるサービスの提供にあたって

①指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

②指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。

③訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

④介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者証の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

⑤利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治医の指示並びに利用者の心身の状況、または利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

⑥サービス提供は、「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者などの心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

⑦看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

11．緊急時の対応について

サービスを実施中に ご利用者様の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡するなどの措置を講ずると共に、緊急時の対応方法に指定された連絡先に報告いたします。

12．事故発生時の対応

(1) サービス提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、必要があれば市町村などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2)サービスの提供により、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、ご利用者様に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

(3)事故が生じた場合にはその原因を解明し、ご利用者様・ご家族様に説明させていただきます。また、再発生を防ぐための対策を講じます。

1 3 . 虐待の防止について

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止などのために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族など高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4 . 個人情報について

(1) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族などに関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

(2) サービス担当者会議などにおいて、ご利用者・ご家族様に関する個人情報を利用する必要がある場合には、使用目的などを説明し同意を得た上で使用いたします。

(3) ただし、 緊急時などにおける主治医や担当医に対する病状などの必要事項に関する 並びに市町村への事故報告に関してはこの限りにはありません。

1 5 . 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

1 6 . 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議などを通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況などの把握に努めるものとします。

17. 居宅介護支援事業者等との連携

(1) 指定訪問看護の提供にあたり居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

18. 相談窓口、苦情対応

- ・当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号 084-966-3088

FAX 番号 084-966-3089

担当者 佐々木泰代

その他 相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。

不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

その他、お住まいの市役所及び東京都国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

広島県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地 広島県広島市中区東白島町 19 番 49 号国保会館

電話番号 082-554-0783

FAX 番号 082-511-9126

対応時間 曜日～金曜日の 8 : 30～17 : 15

福山市役所保健福祉局介護保険課

所在地 福山市東桜町 3 番 5 号

電話番号 084-928-1166

FAX 番号 084-928-1732

19. 運営法人の概要

事業者 社会福祉法人宏正会

代表者 理事長 岡崎正典

所在地・連絡先 〒720-2121 広島県福山市神辺町湯野 1004-2

電話番号 084-965-6780

事業所 宏正会訪問看護ステーション

管理者 佐々木泰代

所在地・連絡先 〒720-2121 広島県福山市神辺町湯野 1018-1

電話番号 084-966-3088

